

ひとりで悩まないで相談してください。

## 電話による人権相談窓口

### 人権問題に関する相談(全般)

みんなの人権110番(法務局)

0570-003-110

大阪法務局富田林支局

0721-23-2432

(一財)大阪府人権協会

06-6581-8634

千早赤阪村役場 住民課

0721-72-0081(代表)

### 女性の人権に関する相談

女性の人権ホットライン(法務局)

0570-070-810(全般)

ドーンセンター(府立男女共同参画・青少年センター)

06-6937-7800(全般)

大阪府女性相談センター

06-6949-6022(全般)

富田林子ども家庭センター

0721-25-2065(DV)

富田林警察署生活安全課

0721-25-1234(DV)

大阪府総合労働事務所

06-6946-2601(セクハラ)

ストーカー110番(大阪府警察)

06-6937-2110(ストーカー)(24時間)

ウーマンライン(大阪府警察)

0120-548-110(性犯罪被害)(24時間)

### 子どもの人権に関する相談

子どもの人権110番(法務局)

0120-007-110(全般)

富田林子ども家庭センター

0721-25-2263(虐待通告専用)

大阪府子ども家庭センター

072-295-8737(夜間・休日虐待通告専用)

子どもの悩み相談フリーダイヤル(子ども専用)

0120-7285-25(24時間)

すこやかホットライン

06-6607-7361(子ども専用)

### 外国人の人権に関する相談

大阪府外国人情報コーナー

06-6941-2297(相談・生活情報)

外国人のための人権相談所(大阪法務局)

06-6942-9496

### その他の人権に関する相談

大阪自殺防止センター

06-6260-4343

大阪府こころの健康総合センター

06-6607-8814

大阪府発達障害者支援センター(アクトおおさか)

06-6966-1313

ハンセン病回復者支援センター

06-7506-9424

犯罪等被害(大阪府被害者支援アドボカシーセンター)

06-6774-6365

# 外国人と人権

外国人にもくらしやすいむら



### 千早赤阪村人権啓発パンフレット (法務省委託事業)

発行 千早赤阪村・千早赤阪村人権協会

〒585-8501

大坂府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

電話 0721-72-0081

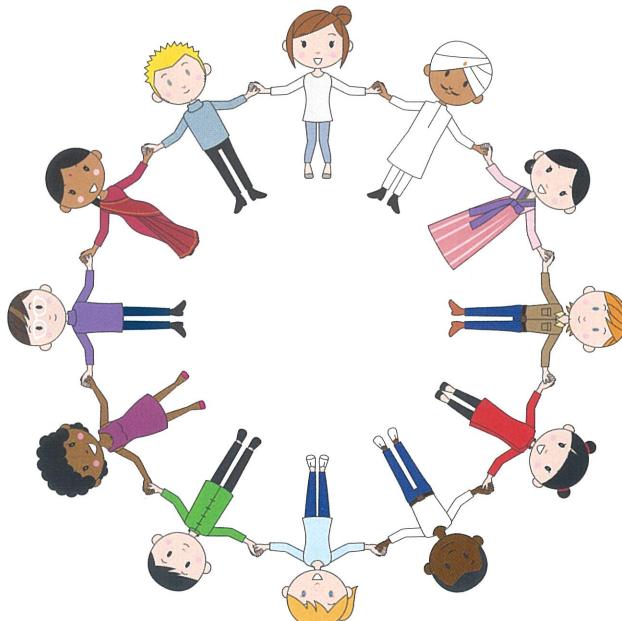
FAX 0721-72-1880

# 外国人と人権

わたしたち地球上のすべての人は、人間らしく幸せに生きる権利を持っています。それが人権です。

これは、肌の色、言語の違い、宗教の違い、国籍の違いは関係ありません。人権に国境は存在しないのです。

しかし、現実には、言語、宗教、習慣などによる違いから、様々な日常生活の場において軋轢<sup>あつれき</sup>が生じ、外国人に対する人権侵害につながっています。国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会を構成する一員として共に生きていくような、多文化共生の社会づくりを進める必要があります。



## 気づきから行動へ

私たち身近なところにある人権についてみんなで話しましょう

### 話し合いのテーマ

あなたの周りに、最近、引っ越ししてきた外国人はいませんか？

その人たちと話したことはありますか？

### 気づき

国際化が進み、千早赤阪村にも外国人が暮らしています。その多くは日本人の友人が少なく、日本の生活習慣などを学ぶ機会がありません。そのため「夜間の騒音」や「駐車」「ゴミの出し方」などでトラブルが起きることもあります。

### 始めよう

近くにいる外国人と互いに「おはようございます」「こんにちは」と声をかけ合えるようになります。言語や生活習慣が違う外国人に日本の生活に必要なマナーやルールを知ってもらうきっかけは、わたしたち日常生活の中でもきっとあるはずです。



ヘイトスピーチ、  
許さない

### ☆ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました

この法律は本邦出身者外に対する不当な差別的言動の解消が差し迫った課題であることを鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに基本施策を定め、これをまい進しようとするもので平成28年6月3日施行されました。

### ☆大阪府では

ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築くことを目的に令和元年11月1日に条例が施行されました。

### ☆ヘイトスピーチって何？

街中のデモ行進などもありますが、法律施行後は、落書きやインターネット上に差別的な内容の書き込みをするという形態のものが増えています。

### ☆ヘイトスピーチの何が問題？

ヘイトスピーチは、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせる恐れがあり、決してあってはならないものです。

### ☆ヘイトスピーチをなくすには

まずは、こうしたヘイトスピーチをなくしていく必要性について理解を深めることが重要です。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向か、外国人の人々との交流する機会は今後ますます増加することが予想されます。民族や国籍等の違いを超えて、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。